

## 鳥取県告示第 1023 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町山口字西大河原839の1、839の11から839の17まで、839の19、839の20、字山東大河原1054の1から1054の9まで、1055の1、1055の6から1055の14まで、字山白水1154の1、1154の4、1154の5、1163の1、1163の15から1163の19まで、1163の26、1163の52から1163の54まで、1163の57、1163の58、1163の62、1163の66、1163の74、1163の77、1163の88から1163の90まで、字山矢櫃1378の1、1378の29から1378の32まで、字山船ヶ谷1507の1、字山万上奥1879の1、字浅井中山1885、1887、1892の1、1892の2、字山加例谷1893の1、字浅井狼谷口1937から1940まで、字浅井川西1941の1、1941の6、字本谷1943の1から1943の5まで、1943の7、字浅井本谷1944の1、1944の5から1944の9まで、1944の14から1944の16まで、1944の21から1944の29まで、1944の32、1944の34、1944の57、字良源寺1945の1、1945の6から1945の10まで、1945の13、1945の21、1945の22、字浅井川東2031の1、2031の3、2031の5から2031の10まで、2033の1、2034の1、関金町堀字大捨48の2から48の5まで、48の30から48の33まで、字小捨60の2、字小桜138の29から138の47まで、字鍛冶林139、字東中峯140の2、140の3、字西中峯141の2から141の5まで、字今坂谷陰山142の1から142の18まで、143の1から143の15まで、字塔ウ谷144の1、144の4から144の7まで、144の10、145、146の1から146の5まで、146の7から146の19まで、146の21から146の27まで、字中山道峯1259の2から1259の6まで、1259の45、字孫三林1289、字大山道峯1292の5から1292の17まで、字桃栗谷2449の5から2449の12まで、字二本棚2450の1から2450の7まで、字下り渡り2451の2から2451の23まで、字瀬波戸2456の2から2456の5まで、字下畑2459の1から2459の9まで、字横路2461の1、2461の2

### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）